

令和4年1月7日

保護者 様

那覇市立教育研究所
所長 宮里 寧
(公印省略)

那覇市学習用モバイルWi-Fi ルーターの貸与について

感染症拡大防止による分散登校などの緊急時にも子どもたちの学習機会を確保するため、Wi-Fi 環境がご家庭にない世帯に対して、自宅でも学習できるよう学習用モバイルWi-Fi ルーターの貸与を行います。

下記要件に該当のうえ、貸与を希望する場合には、下記により申請をお願いいたします。

記

1 貸与について

- (1) 下記貸与要件に該当した場合に貸与いたします。
- (2) 貸与は1世帯に1台です。那覇市立小中学校に通う兄弟がいれば、上の子の学校へ申請してください。
- (3) 今年度中の臨時休業時に貸与申請をいただいたことのある世帯については、既に貸与対象者名簿に登録されておりますので、改めての申請は不要です。モバイルWi-Fi ルーターの受領の際に添付の「那覇市学習用モバイルWi-Fi ルーター等受領書(第3号様式)」を学校へ提出してください。
新たに貸与要件に該当となった世帯については、貸与への準備のため申請をお願いいたします。添付の「那覇市学習用モバイルWi-Fi ルーター等貸与申請書(第1号様式)」を学校に提出してください。

2 貸与要件

下記貸与要件のいずれかに該当し、自宅にWi-Fi を利用できる環境が整備されていない児童生徒

- (1) 感染症の拡大及び大規模な自然災害等により臨時休校(分散登校を含む)または学年・学級閉鎖となる場合
- (2) 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合

3 貸与期間

貸与期間は臨時休校(分散登校を含む)又は出席停止の期間が終了するまでとなります。

4 その他

- (1) 貸与は無償ですが、充電に係る電気代は自己負担となります。
- (2) コロナ禍の情勢もありますので、令和3年度においては、モバイルWi-Fi ルーターによる通信料は本市で負担します。ルーターの貸与は、長期的な措置ではありませんので、家庭のWi-Fi 環境整備をご検討ください。
- (3) モバイルWi-Fi ルーターは学習以外には使用できませんので、学習用タブレット端末以外の機器は接続しないでください。学習に必要とされるデータ通信容量(20GB/月)となります。
- (4) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。

問い合わせ先 那覇市立教育研究所 情報支援G 電話: 917-3441